

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 馬場 勝也

奈良県人事委員会規則第五号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「教育職給料表(四)」を削る。

第二条の二中「別表第六」を「別表第二」に、「I種」を「総合職（大卒）」に改める。

別表教育職給料表(二)の項第四号中「教育研究所に勤務する部長」を「教育研究所に勤務する参事、部長及び主幹（教育職給料表(二)の適用を受けていた職員から引き続き当該職となった者及び教育職給料表(二)以外の給料表の適用を受けていた職員から引き続き当該職となった者であつて、当該給料表が適用される直前に教育職給料表(二)の適用を受けていた者に限る。）」に改め、同項第五号中「指導主事」を「指導主事（教育職給料表(二)の適用を受けていた職員から引き続き指導主事となった者及び教育職給料表(二)以外の給料表の適用を受けていた者に限る。）」に改め、同表教育職給料表(三)の項第一号中「及び小学校」を「、小学校及び義務教育学校」に改め、同項第二号中「教育研究所に勤務する部長」を「教育研究所に勤務する参事、部長及び主幹（教育職給料表(三)の適用を受けていた職員から引き続き当該職となった者及び教育職給料表(三)以外の給料表の適用を受けていた者に限る。）」に改め、同表教育職給料表(三)の適用を受けていた職員から引き続き当該職となった者であつて、当該給料表が適用される直前に教育職給料表(三)の適用を受けていた者に限る。）」に改め、同項第三号中「指導主事」を「指導主事（教育職給料表(三)の適用を受けていた職員から引き続き指導主事となった者及び教育職給料表(三)以外の給料表の適用を受けていた職員から引き続き指導主事となった者であつて、当該給料表が適用される直前に教育職給料表(三)の適用を受けていた者に限る。）」に改め、同表医療職給料表(一)の項中「病院、」を削り、同表医療職給料表(二)の項中「病院、」を削り、「、教育職給料表(三)又は教育職給料表(四)」を「又は教育職給料表(三)」に改め、同項第一号中「調剤等に」を「医療業務等に」に改め、同項第六号から同項第八号までを

削り、同項第九号中「及び歯科技工士」を削り、同号を同項第六号とし、同項第十号を削り、同表医療職給料表(三)の項中「病院、」及び「(教育職給料表(四)の適用を受ける者を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。